

<詳細 4>

●猶予税額の納付が必要になる場合

農地等納税猶予税額を納付しなければならなくなる場合

次のいずれかに該当することとなった場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

1、 特例農地等について、譲渡等があった場合

譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定若しくはこれらの権利の消滅又は耕作の放棄も含まれます。

2、 特例農地等に係る農業経営を廃止した場合

3、 継続届出書の提出がなかった場合

4、 担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかったとき

5、 都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出又は指定の解除があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合（その変更により田園住居地域内農地又は地区計画農地保全条例制限区域内農地でなくなり、特定市街化区域農地等に該当することとなった場合は除きます。）

6、 特例の適用を受けている準農地について、申告期限後 10 年を経過する日までに農業の用に供していない場合